

盛岡市監査委員告示第 24 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項，第 2 項及び第 4 項の規定により行った定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので，次のとおり公表する。

平成 27 年 5 月 14 日

盛岡市監査委員	熊 谷 喜美男
同	菊 池 秀 一
同	佐 藤 敬 三
同	川 村 幸 子

- | | |
|--------------|---------------------------------|
| 1 定期監査の結果の報告 | 平成 26 年 12 月 26 日付け 26 盛監第 95 号 |
| 2 対象部署及び事項 | 保健福祉部及び盛岡市保健所に係る指摘事項 |
| 3 措置を講じた旨の通知 | 別添のとおり。 |

27 盛保健第 29 号

平成 27 年 4 月 1 日

盛岡市監査委員 熊 谷 喜美男 様
盛岡市監査委員 菊 池 秀 一 様
盛岡市監査委員 佐 藤 敬 三 様
盛岡市監査委員 川 村 幸 子 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 26 年 12 月 26 日付け 26 盛監第 95 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（盛岡市保健所健康推進課）

物品の購入に当たり、決裁権者の決裁、契約及び支出事務に不備がある事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

2 措置の状況

（1）措置の内容

物品の購入に当たり、決裁権者の決裁、契約及び支出事務について適正に行われるよう、所属長及び課員に徹底した。

（2）原因及び再発防止策の内容

原因は、所属長及び課員の「市長内部部局専決及び代決に関する規程」及び「契約事務の手引き」の認識不足だったことによる。

再発防止策として、課内研修の場で今回事例の説明を行い、関係規定の習熟に努めるとともに、適正な事務処理を行うよう課員全員の認識の統一を図った。

27 盛福子第 65-1 号

平成 27 年 4 月 14 日

盛岡市監査委員 熊 谷 喜美男
盛岡市監査委員 菊 池 秀 一
盛岡市監査委員 佐 藤 敬 三
盛岡市監査委員 川 村 幸 子 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 26 年 12 月 26 日付け 26 盛監第 95 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（保健福祉部子ども未来課）

報酬の支給に当たり、給与期間の中途において新たに非常勤職員となった者への支給額に誤りがあり、かつ、支給手続きが速やかに行われていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

2 措置の状況

（1）措置の内容

報酬の支給に当たり、支給額に誤りがあったものについては、正しい勤務日数で算出し、4 月 13 日に追給及び追徴の手続を行った。

（2）原因及び再発防止策の内容

原因は、給与期間の中途において新たに非常勤職員となった者への支給額算出にあたり、支給調書の作成誤りにより発生した。

今後は、月途中において新たに非常勤職員となった者への支給額の算出については、勤務日数の確認を十分にするとともに、複数職員でのチェック体制をとり再発防止に努める。